

# ファモチジン OD 錠 20mg 「Me」 の生物学的同等性に関する資料

## 【概要】

ファモチジン OD 錠 20mg 「Me」 と標準製剤を、クロスオーバー法によりそれぞれ 1 錠（ファモチジンとして 20mg）健康成人男子に水あり及び水なしで絶食単回経口投与して血漿中未変化体濃度を測定し、得られた薬物動態パラメータ（AUC、 $C_{max}$ ）について 90%信頼区間法にて統計解析を行った結果、いずれも  $\log(0.80) \sim \log(1.25)$  の範囲内であり、両剤の生物学的同等性が確認された。

## 【試験方法】

### 1. 投与薬剤

試験製剤：ファモチジン OD 錠 20mg 「Me」

標準製剤：OD 錠、20mg

### 2. 採血ポイント

投与前、投与 0.5、1、2、3、4、6、8、10、24 時間後（計 10 ポイント）

### 3. 被験者

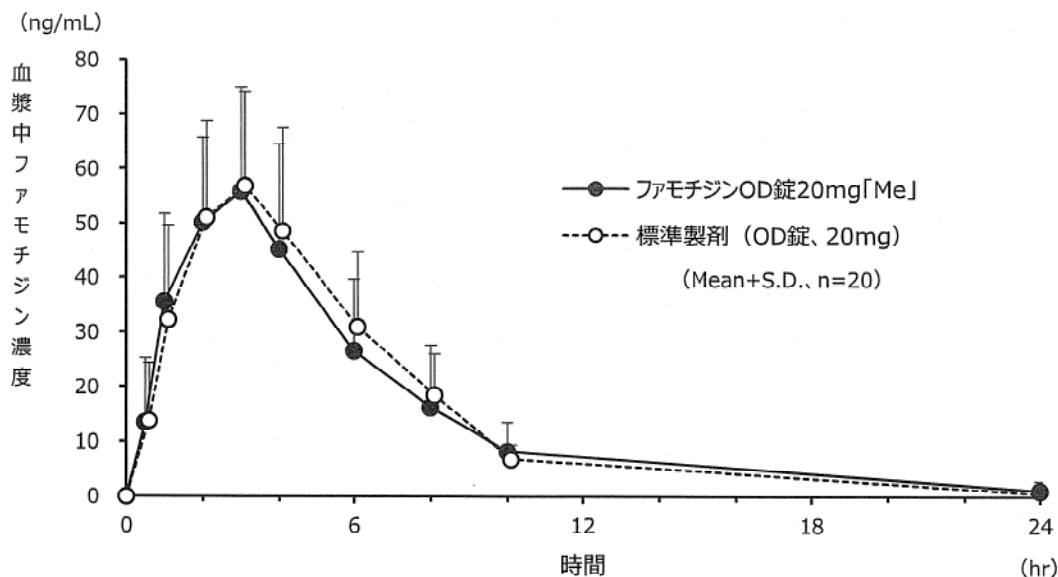
1. 水あり服用：日本人健康成人男子 20 例

2. 水なし服用：日本人健康成人男子 20 例

## 【試験結果】

### 1. ファモチジン OD 錠 20 mg(水あり服用)

#### 1-1. 血漿中濃度推移



20mgOD 錠投与時の血漿中ファモチジン濃度推移(水あり服用)

# ファモチジン OD 錠 20mg 「Me」 の生物学的同等性に関する資料

## 1-2. 薬物動態パラメータ

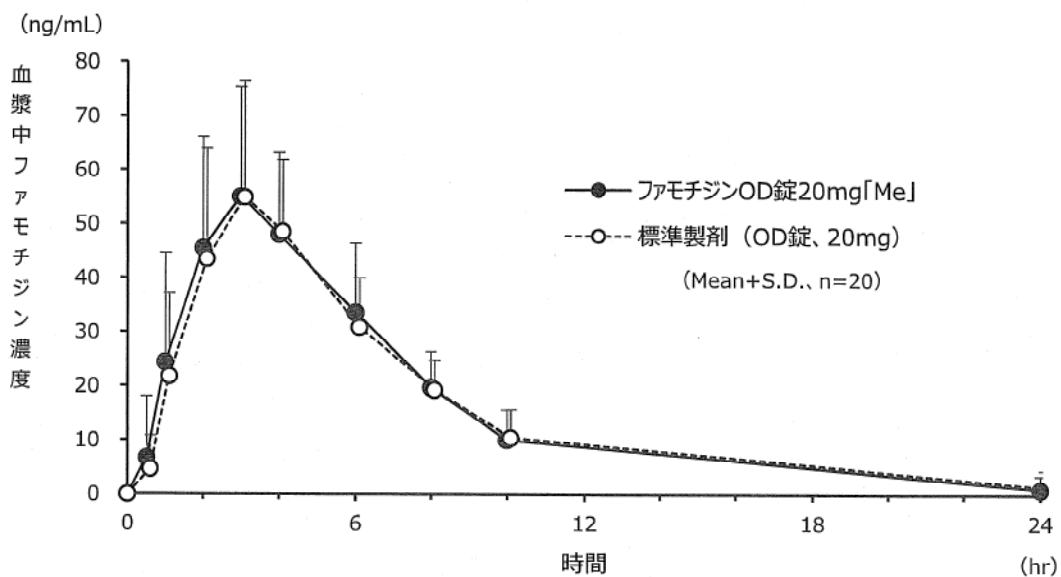
薬 剤 名	AUC <sub>t</sub> (ng·hr/mL)	C <sub>max</sub> (ng/mL)	T <sub>max</sub> (hr)	T <sub>1/2</sub> (hr)	k <sub>el</sub> (hr <sup>-1</sup> )
ファモチジン OD 錠 20mg 「Me」	365.98±144.81	60.94±18.43	2.85±0.75	4.21±0.88	0.1704±0.03
標準製剤 (OD 錠、20mg)	368.26±102.70	60.43±17.48	3.05±0.76	3.80±0.46	0.1845±0.02

(Mean±S.D., n=20)

血漿中濃度並びに AUC、C<sub>max</sub> 等のパラメータは、被験者の選択、体液の採取回数・時間等の試験条件によって異なる可能性がある。

## 2. ファモチジン OD 錠 20 mg(水なし服用)

### 2-1. 血漿中濃度推移



20mgOD 錠投与時の血漿中ファモチジン濃度推移(水なし服用)

### 2-2. 薬物動態パラメータ

薬 剤 名	AUC <sub>t</sub> (ng·hr/mL)	C <sub>max</sub> (ng/mL)	T <sub>max</sub> (hr)	T <sub>1/2</sub> (hr)	k <sub>el</sub> (hr <sup>-1</sup> )
ファモチジン OD 錠 20mg 「Me」	388.71±113.31	58.17±19.68	3.05±0.76	4.20±2.12	0.1807±0.04
標準製剤 (OD 錠、20mg)	384.27±124.17	58.07±18.72	3.15±0.67	4.14±1.00	0.1741±0.03

(Mean±S.D., n=20)

血漿中濃度並びに AUC、C<sub>max</sub> 等のパラメータは、被験者の選択、体液の採取回数・時間等の試験条件によって異なる可能性がある。

## ファモチジン OD 錠 20mg「Me」の生物学的同等性に関する資料

### 3. 生物学的同等性の判定

#### 3-1. ファモチジン OD 錠 20 mg(水あり服用)

判定パラメータ	製剤間の判定パラメータの対数値の 平均値の差の 90%信頼区間	判定基準	判定
AUC <sub>t</sub>	log(0.9598)~log(01.1215)	log(0.80)~ log(1.25)	同等
C <sub>max</sub>	log(0.9237)~log(1.0726)		

#### 3-2. ファモチジン OD 錠 20 mg(水なし服用)

判定パラメータ	製剤間の判定パラメータの対数値の 平均値の差の 90%信頼区間	判定基準	判定
AUC <sub>t</sub>	log(0.8974)~log(1.0790)	log(0.80)~ log(1.25)	同等
C <sub>max</sub>	log(0.9148)~log(1.1084)		

#### 【準拠したガイドライン】

- 「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン等の一部改正について」  
医薬審発第 786 号 (平成 13 年 5 月 31 日付)